

2017年(平成29年)3月7日

東京三弁護士会多摩支部会員 各位

東京三弁護士会多摩支部

倒産事件の運用変更・書式変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

この度、東京地方裁判所立川支部民事第4部破産・再生係より当委員会宛に、下記のとおり、倒産事件の運用変更についての連絡がございました。事務局の皆様にもご周知くださいますようお願いいたします。

敬具

記

1 同時廃止事件と管財事件の振り分け基準についての取扱いの一部変更

従来の取扱いでは、20万円以上の現金を債務者が有している場合は、管財事件としておりましたが、平成29年4月1日以降に申し立てられる破産事件については、33万円以上の現金を債務者が有している場合に管財事件とすることになります。

上記の現金の取扱いの変更の他は、同時廃止事件と管財事件の振り分けに関するこれまでの基本的な考え方に何ら変更はございません。

平成29年4月1日以降に破産事件の申立てをするに当たっては、ご注意ください。

詳細につきましては、本庁破産再生部が配布している「即日面接通信 vol.22」を参照してください。同通信は、各弁護士会本会HPにて閲覧することができます。

運用変更に伴い、破産手続開始・免責許可申立書の書式を一部改定いたします。改定後の書式は、3月下旬頃弁護士会多摩支部HPに掲載予定です。

2 再生計画案の提出方法について

平成29年4月1日以降に提出される再生計画案については、窓口あるいは郵送による提出に限ることとし、ファクシミリ送信による提出は一切認めない扱いに変更いたします。

詳細につきましては、本庁破産再生部が配布している「個再通信 vol.32」を参照してください。同通信は、各弁護士会本会HPにて閲覧することができます（同通信には、提出期限までに再生債権者の人数分の副本の提出も必要との記載がございますが、東京地方裁判所立川支部の事件につきましては、再生計画案提出の際、提出時期までに副本の提出も必要か否か、担当部へご確認下さい）。

なお、提出期限までに提出された再生計画案の修正（正本）については、従来通りファクシミリ通信による提出を認めますが、この場合の作成日付の記載については、本庁と同様に、当初提出した再生計画案の作成日付に加えて、修正後の再生計画案の作成日付を併記してください。記載例につきましては、「個人再生の手引き」303頁から304頁を参照してください。

改定後の書式は、3月下旬頃弁護士会多摩支部HPに掲載予定です。

3 その他の書式の変更について

- (1) 破産事件の債権者一覧表の書式のうち、借入総額の記載を不要といたします。ただし、現在の金額を記載するに当たっては、利息制限法所定の制限利率による引き直し計算をした上で、備考欄に引き直し済みであることの記載をしてください。
- (2) 再生債権に対する弁済期間が5年間となる場合には、再生計画案の弁済方法の記載として「ただし、再生計画認可決定確定の日から5年を超えない範囲で弁済する」との文言を付記してください。
- (3) 住宅資金特別条項における対象となる住宅資金貸付債権の記載方法を、現在の「平成 年 月 日付金銭消費貸借契約（以下「原契約」という。）に基づき」から、本庁と同様に「平成 年 月 日付 契約書（以下「原契約書」という。）に基づき」との文言に改めます（なお、「個人再生の手引き」333頁参照）。

上記(1)～(3)の改訂後の書式は、弁護士会多摩支部HPに掲載済みですので、ご確認ください。

4 案内文書について

各案内文書について、以下の記載を加えました。改訂後の文書は、弁護士会多摩支部HPに掲載済みですので、ご確認ください。

(1) 申立書添付書類等一覧

住民票のマイナンバー記載について

課税（非課税）証明書は原本の提出を必要とすることについて

(2) 破産申立代理人弁護士（事務所）の方へ

住所等の秘匿の希望がある場合の取扱いについて

(3) 住宅資金特別条項利用事件のチェックシート

マンションの場合、管理費の滞納の有無について

以上